

1 都市の緑の保全と緑化

(1) 緑の基本計画

本市は、これまで水と緑が輝く潤いのある平和都市の実現を目指し、豊かで美しい自然環境を守りつつ、ゆとりと安らぎが感じられる質の高い都市環境の形成に取り組んできた。

しかし、新世紀を迎え、本市における緑の意味を改めて問い直すとともに、明快な将来像を描き、市民、地域と一体となった新たな緑の構想への取り組みが求められている。

このため、平成13年1月に「広島市緑の基本計画」を策定し、21世紀の緑のまちづくりについての理念と方向を示すとともに、緑の将来像と施策の枠組みを明らかにしている。今後は、この計画に基づき市民と協働しながら、21世紀にふさわしい緑のまちづくりを進めていく。

〔「広島市緑の基本計画」の概要〕

役割

新たな世紀において新たな緑の構想を推進するための構想を推進するための基本となるものである。また、市民や企業などと市が協働して潤いのある緑のまちづくりを展開していくための基本的な枠組みや施策への取り組みの視点を示すものである。

位置付け

都市緑地保全法に基づいて本市が定める計画で、「広島市基本構想」などに即する緑に関する総合的な計画である。

計画の対象

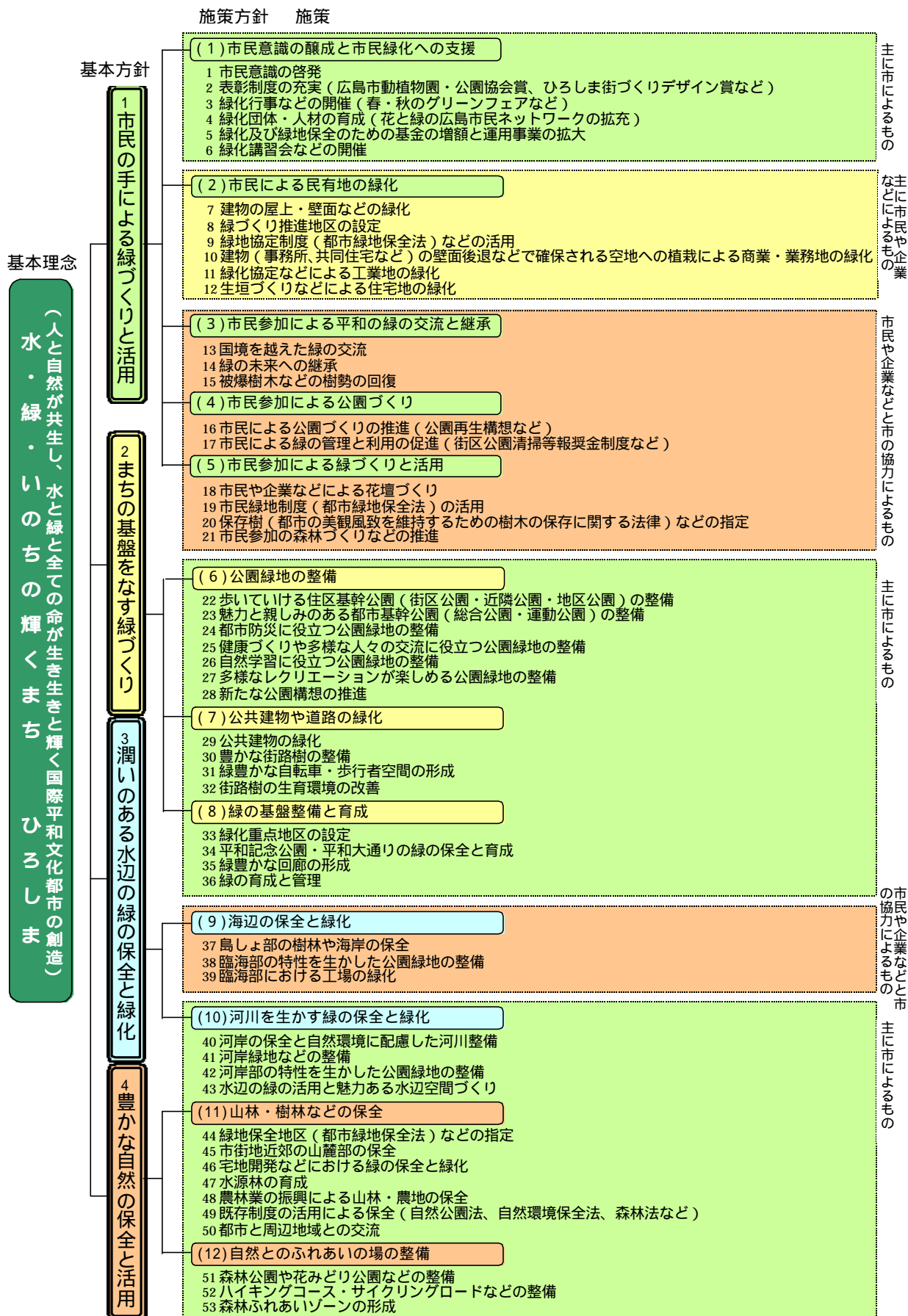
広島市全域を対象地域とし、山林や樹林、農地、公園、工場・住宅の庭などの緑や水などを対象とする。

樹木や草花などの植物だけでなく、野鳥・小動物・昆虫などの動物や土・水などを含めた生態系の基盤となっている自然的な環境のほか、空地や河川などオープンスペースとして捉えられるものも含む。

目標年次

平成22年(2010年)とする。

図 47 「広島市緑の基本計画」の施策体系



資料：広島市緑の基本計画

(2) 公園緑地の整備

幼児から高齢者まで広く利用され、遊び場として子供たちの人間性を育み、住民の出会いの場として住民相互の交流やコミュニティの形成にも役立つ、身近な公園緑地の整備を進めることとしている。また、公園緑地に求められている多様なニーズに応えるため、地域の特性を生かした公園緑地を整備することとしている。

なお、公園緑地の中心的施設である都市公園の開設状況は、平成 12 年度末現在で 986 ヶ所、817.31ha で、市民 1 人当たり 7.27m²であるが、広島市緑の基本計画において目標としている市民 1 人当たり約 10 m²に向け、整備を推進している。

[平成 12 年度の整備内容]

総合公園整備	1 公園（用地取得：牛田総合公園）
近隣公園整備	3 公園（施設整備：口田南公園、用地取得：東千田公園・出島東公園）
街区公園整備	16 公園（施設整備：7 公園、用地取得：6 公園、用地測量：3 公園）
河岸緑地整備	1 ヶ所（施設整備：西部河岸緑地）
動物公園整備	
植物公園整備	等

(3) 公共建物の緑化

庁舎や学校などの公共建物は、多くの市民が利用し地域活動の核となる施設であることから、市街地における緑の拠点として位置付け、質・量ともに民間建物の模範となるよう、敷地外周部の緑地帯化など量感ある緑化を進めている。

平成 12 年度は、広島市立大学情報科学部別館の周辺の緑化を行った。

(4) 道路の緑化

美しい都市景観づくりと道路交通の快適性・安全性の向上、さらには騒音・大気汚染などの緩和による沿道環境の改善を図るため、道路の緑化を進めている。

具体的には、「魅力ある、人や自然にやさしい道づくりの推進」（101 ページ参照）の一環として、樹木による法面緑化等、自然環境との調和を図る道路の整備を推進している。

また、西風新都地域内において、「木の香る道づくり事業」として、道路法面に間伐材や風倒木などでつくった小段を設け、地域の潜在的な自然植生を活用したポット苗工法などによる樹木植栽を行っている。

(5) 市民の手による緑づくりと活用

ア 表彰制度

緑のまちづくりに積極的に参加する市民意識の醸成を図るため、次の表彰制度を設け、毎年

表彰を行っている。

- ・「広島市動植物園・公園協会賞及び同奨励賞」(公園緑地関係事業に貢献した個人や団体を表彰するもの：平成12年度実績 広島ベゴニア会が奨励賞を受賞)
- ・「ひろしま街づくりデザイン賞」(108ページ参照)での緑化部門賞
- ・公園の美化・緑化などを行うボランティアの表彰

イ 緑化行事の開催

緑化意識の一層の向上と普及を図るため、春の都市緑化推進運動期間と10月の都市緑化月間に合わせ、国や県、企業、緑化団体などの協力を得ながら、春と秋の年2回、グリーンフェアを開催している。

[平成12年度実績]

- ・春のグリーンフェア(第13回)：中央公園自由広場、平成12年4月14日～23日〔10日間〕
(来場者数)約146,000人
- ・秋のグリーンフェア(第24回)：中央公園自由広場、平成12年10月27日～11月5日〔10日間〕
(来場者数)約133,000人

ウ 基金による民有地緑化の促進

緑豊かな文化都市づくりの一環として、民有地緑化の促進を図るため、昭和55年度に設置された「民有地緑化基金」の運用益によって、昭和56年度から私立の学校施設や社会福祉施設等の緑化事業を奨励する補助事業を実施するとともに、平成11年度から緑化指導者派遣事業を行っている。

[平成12年度実績]

- ・補助金交付施設数：(該当なし)
- ・緑化指導者派遣回数：28回(参加者数400人)

エ 緑地協定制度の活用

地域の住民が全員の合意により協定を締結し、自主的な緑のまちづくりを行う緑地協定制度について、新規に開発される団地はもとより、既存の住宅地においてもこの協定の締結を促進している。(平成12年度末現在の協定締結地区は2地区)

オ 国境を越えた緑の交流

世界平和への願いを託した国境を越えた緑の交流を推進するため、米国市民からハナミズキの種子又は苗木の寄贈を受け、京橋川の河畔に美しいハナミズキの並木を創る「ハナミズキ2001事業」を実施している。

カ 平和を象徴する緑の未来への継承

青少年などによる植栽活動の充実に努め、平和を象徴する緑の未来への継承を進めるため、平和記念公園で平和学習を行う学校に対し同公園のキョウチクトウの苗木を配布する事業、広島固有の種であるヒロシマエバヤマザクラの苗木育成とこの苗木を学校などに配布する事業を実施している。

キ 被爆樹木の樹勢の回復

平成 12 年度から、被爆樹木の樹勢回復事業に着手し、被爆樹木のカルテや処方箋を策定するとともに、必要な樹勢回復措置を講じている。

平成 12 年度末現在の被爆樹木の登録件数は 55 件である。

ク 市民による緑の管理

街区公園等の清掃等を自発的に行う町内会等地域団体に対し、報奨金を交付し、その活動の活性化や公園愛護精神の普及を図り、公園の安全で快適な利用を確保することを目的とした公園清掃等報奨金制度を実施している。

この報奨金については、平成 10 年度から報奨金額を引き上げており、地域の団体の加入率の向上に努めている。

[平成 12 年度実績]

- ・地域の団体の加入数 517 団体、加入率（加入数 / 街区公園数）61%

ケ 市民や企業などによる花壇づくり

緑のまちづくりへの市民や企業などの参加を促進するため、歩道や公園などの公共施設にプランターを設置し、花の植え替えや水やりなどの維持管理を地域住民が行う事業を実施している。

[平成 12 年度実績]

街角花壇設置事業 6 か所

2 環境に配慮した水辺空間の整備

(1) 河川環境の整備

河川の整備は、人命、財産を守る堤防、護岸を築造することにより治水機能を増進させてきたが、反面、自然とのふれあいの場や生物の良好な生育環境を失ってきた。

近年、ゆとりや豊かさへの志向が高まり、河川空間のもつ環境機能に対する要請が強まっているなか、ホタル護岸等様々な河川環境の保全や創造を図っている。

表 61 自然や景観に配慮した河川整備計画等

区	河川名	整備内容	延長	うち整備済延長 (平成12年度末現在)
東 区	二又川	親水性護岸	115 m	115m
	水晶郷川	親水性護岸	38 m	38m
安佐南区	松宗川	魚巢ホタル護岸	286 m	286m
	松ヶ迫川	ホタル護岸	189 m	189m
	岩谷川	ホタル護岸	45 m	45m
	大塚川	護岸緑化	2,740 m	2,740m
安佐北区	鍋土川	親水性護岸	490 m	490m
	水越川	魚巢ホタル護岸	221 m	221m
	一面川	ホタル護岸	343 m	30m
	諸木川	護岸緑化	1,490 m	1,490m
	福永川	親水性護岸	98 m	98m
	大槌川	ホタル護岸	250 m	60m
	番谷川	ホタル護岸	200 m	0m
安芸区	谷迫川	ホタル護岸	153 m	153m
	大谷川	魚巢ホタル護岸	256 m	256m
	瀬野川	親水性護岸	3,500 m	2,270m

資料：広島市下水道局建設部河川課

(2) 海浜環境の整備

宇品・出島地区、五日市地区において親水護岸や親水緑地、野鳥園等の整備を促進している。

平成12年度は、宇品内港地区の緑地整備、五日市地区の緑地整備及び出島地区の護岸整備を実施した。

3 良好な都市景観の形成

(1) 総合的な都市デザイン行政の推進

本市では、昭和 56 年 3 月に策定した「広島市都市美計画」を基に、各種施策を展開してきた。

しかし、現在では、これまでの美しい都市景観の形成だけでなく、快適な都市空間の創造や賑わいの創出、ホスピタリティを感じることができる都市環境の形成などを加えた質の高い都市環境の形成が求められつつある。こうした動向を受け、平成 14 年 1 月に、将来を見据えた広島ならではの個性と魅力を備えた風景づくりを計画的に推進していくためのマスタープランの前段部分にあたる「広島市の魅力ある風景づくりに関する基本的な方針」を策定した。

また、都市景観の重要な要素である屋外広告物についても、景観との調和を図れるよう、制度の見直しを行うこととしている。

(2) ひろしま街づくりデザイン賞

魅力ある都市景観の創造に寄与している物件やまちづくりなどの活動を表彰することにより、「魅力ある街づくり」への取組の拡大と、市民意識の高揚を図っている。

平成 12 年度は、応募件数 109 件に対して表彰件数 8 件（大賞は該当なし）であった。

(3) 新・水の都構想の推進

平成 2 年 3 月に建設省、広島県、広島市の 3 者が協力して、「水の都整備構想」を策定し、これにより親水護岸、河岸緑地、橋詰のアンダーパスの整備や建築物の景観誘導など個々の取組を通して、より豊かな「水の都ひろしま」の実現に向けて努力してきた。

しかしながら、水の都整備構想は、策定後 10 年が経過し、社会経済の状況や市民ニーズなどが大きく変化してきていることなどから、国、県、市の 3 者は、より市民に身近で魅力的な水辺づくりを進めるため、整備から活用へ、市民・行政共有の構想へ、という基本方針のもと、「新・水の都構想（仮称）」を策定することとしている。

京橋・猿猴地区については、「水の都整備構想」の具体化を図るため、平成 7 年に「水の都モデル整備地区」として位置付け、市街地再開発事業や橋の架替事業に併せて、川に顔を向けた人々が集い楽しむことのできるまちづくりを進めるために「水の都モデル整備計画」を策定し、整備を進めている。

[京橋・猿猴地区の平成 12 年度までの整備内容]

平成 9 年度	猿猴川アートプロムナードの整備
平成 10 年度	リバーフロント型ホテル完成 段原リバーフロント地区建築物誘導
平成 12 年度	新・水の都構想（仮称）策定に着手 駅前大橋橋詰の整備計画（暫定）の策定及び一部整備

(4) 建築物等景観協議

本市では、昭和 55 年度から、市と施主又は設計者が、ガイドラインとしての「建築物等景観形成の手引き」に基づき、法的強制力によるのではなく、「協議」という対話方式により、建築計画を街並みに調和する方向に誘導している。協議の内容としては、(ア)外壁の材質や色、(イ)壁面整備及び屋上設備類の目隠し、(ウ)看板・広告塔の規制、誘導、(エ)周辺緑化の 4 点が主なものであり、協議件数は平成 12 年度末現在で 5,016 件である。

また、平和大通り沿道、川沿いや港湾沿いの地区、西風新都、原爆ドーム及び平和記念公園周辺については、各地区を対象とした要綱を制定し、これらに基づいた協議を行っている。

[各地区を対象とした建築物等景観協議の概要] (件数は平成 12 年度末現在の協議件数累計)

平和大通り沿道建築物等美観形成要綱 (昭和 58 年 4 月～)	382 件
リバーフロント建築物等美観形成要綱 (平成元年 7 月～)	1,485 件
西風新都アーバンデザイン推進要綱 (平成 7 年 1 月～)	70 件
原爆ドーム及び平和記念公園周辺建築物等美観形成要綱 (平成 7 年 9 月～)	61 件

(5) ひろしま 2045 : 平和と創造のまち (略称 P & C)

被爆 50 周年記念事業の一環として、西暦 2045 年に向け、都市景観を形成する上で重要と認められる本市の建設事業について、優れたデザインを有する社会資本を整備することにより、個性的で魅力ある都市景観の創造を進めている。

[平成 12 年度までの整備済内容]

- 段原リバーフロント地区建築物誘導 (平成 9 年 3 月業務完了)
- 猿猴川アートプロムナード (平成 9 年 8 月完成)
- 矢野南小学校 (平成 10 年 3 月完成)
- 東千田公園 (広島大学跡地) (平成 11 年 3 月完成)
- 基町高等学校改築 (平成 12 年 3 月完成)
- 西消防署改築 (平成 12 年 3 月完成)
- 宇品内港埋立地区高層複合住宅整備等 (平成 12 年 10 月完成)

(6) 地域特性を踏まえた魅力ある住宅の供給の推進

ア 広島市 HOPE 計画

HOPE 計画 (地域住宅計画 : HOPE = Housing with Proper Environment) は、昭和 58 年度より建設省が推進している事業であるが、平成 6 年度から、広島市住宅マスタープランの個別的事項の一つである、地域の住文化等に係る住宅供給に関する事項として位置付けている。

地域の自然、伝統、文化等を踏まえ、その特性を生かしながら、将来に継承しうる質の高い居住空間の整備、発意と創意による住まいづくりの実施、地域住宅文化や地域住宅生産の育成等にわたる広範囲な住宅政策の展開に取り組むものである。

本市は、昭和60年度に、この地域住宅計画策定事業の地区指定を受けて、次の2つを目標として、「広島市地域住宅計画（広島市HOPE計画）」を策定した。

リバーフロント住宅の建設の推進

川を住宅環境の中に積極的に位置付け、リバーフロント住宅の建設を推進し、その結果として、市街地全体の住環境が向上することを目指す。

グリーンフロント住宅の建設の推進

「山の住宅」、「丘の住宅」として、丘陵地の地形、地区特性を生かした良好な住宅地づくりを推進する。

イ 推進事業

策定した計画を具体的実現していくため、リバーフロント住宅及びグリーンフロント住宅の建設推進・誘導に向けて以下の事業を実施している。

(ア) リバーフロント住宅

リバーフロント住宅建設指針・仕様の策定（昭和62年度）

既存市営住宅の景観改善事業

昭和町平和アパート（昭和62年度）、基町アパート（昭和62～平成元年度）、庚午北アパート（平成2年度）

リバーフロント建築物等美観形成協議制度（平成元年度～：再掲）

リバーフロント住宅購入資金貸付制度（平成元年度～）

(イ) グリーンフロント住宅

グリーンフロント住宅（丘陵地住宅）建設指針・仕様の策定（平成2年度）

グリーンフロント住宅建設・購入資金貸付制度（平成4年度～）

4 歴史、伝統を生かしたまちづくり

(1) 文化財の保護・活用

文化財を保護し、正しく後世に伝え、適切な活用を図るため、調査・指定、指定文化財の保存事業、保護思想の普及啓発を図っている。

平成 12 年度は、世界遺産である史跡・原爆ドームの保存継承を目的とした技術試験等の実施方策の検討を行ったほか、市指定重要有形文化財「國前寺山門」などの保存修理、史跡中小田古墳群の用地取得や史跡広島城跡の遺構保存状況調査を実施した。